



# せせらぎの里こうら指定管理者募集要項

道の駅



令和元年 10 月

滋 賀 県 甲 良 町

## 目 次

1. 施設の概要	2
2. 関係法令等の遵守	2
3. 指定管理者が行う業務の範囲等	3
4. 業務の再委託の制限	3
5. 管理運営の経費に関する事項	3
6. 損害賠償保険等への加入	4
7. 利用者アンケートの実施	4
8. 障害者就労施設等からの物品等の調達について	4
9. 応募資格	4
10. 応募スケジュール	5
11. 指定管理の予定期間	10
12. 提案を求める内容	10
13. 指定管理者の指定および協定の締結	11
14. 業務の引継ぎ	11
15. 留意事項	11
【別紙】道の駅せせらぎの里こうら 指定管理者候補者審査基準	12

### ○添付資料

**別冊 1** 道の駅せせらぎの里こうら 指定管理者業務仕様書

**別冊 2** 道の駅せせらぎの里こうら 指定管理者指定申請書

#### 【問い合わせ先】

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在土 353 番地 1

甲良町役場 産業課

Tel : 0749-38-5069

Fax : 0749-38-5122

E-mail : sangyo@town.koura.lg.jp

## 道の駅せせらぎの里こうら指定管理者指定募集要項

甲良町（以下「町」という。）では、甲良町の農産物および地域特産品の紹介・販売ならびに地域のさまざまな情報の発信を行い、都市住民と農村との交流を促進するとともに、地域の産業の振興および活性化を図るため「道の駅せせらぎの里こうら」を設置しています。本施設の効率的・効果的な運営を目指すため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定および甲良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 18 年条例第 17 号）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

### 1. 施設の概要

施設の名称	道の駅せせらぎの里こうら
所在地	滋賀県犬上郡甲良町大字金屋 1549 番地 4
施設の目的	道路利用者への良好な休憩の場の提供、都市生活者との交流活動を通して、田園生活の魅力を発信するとともに、農産物等の地場産品の販売による地域産業の振興に資することを目的とする。
施設概要等	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地全体面積 (14,846.68 m<sup>2</sup>)</li><li>・調整池（兼多目的芝広場） (4,608.92 m<sup>2</sup>)</li><li>・交流館：木造 (293.54 m<sup>2</sup>)</li><li>・加工所（食堂）：木造 (128.00 m<sup>2</sup>)</li><li>・園芸作物出荷調整室：木造 (39.00 m<sup>2</sup>)</li><li>・駐車場：82 台 (5,325.30 m<sup>2</sup>) (内訳 普通車：55 台・大型：20 台・身障者：3 台・思いやり駐車：4 台)</li><li>・公衆トイレ (51.84 m<sup>2</sup>) (男子：6・女子：6・身障者：1 ※オストメイト対応)</li><li>・会議室（観光案内所） (77.80 m<sup>2</sup>)</li><li>・休憩所 (80.00 m<sup>2</sup>)</li></ul>
休館日	12 月 31 日から翌年 1 月 3 日まで
開館時間	午前 9 時から午後 6 時まで
特記事項	指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、特に必要があると認められるときは、あらかじめ町長の承認を受けて、利用時間及び休館日を変更することができます。

### 2. 関係法令等の遵守

管理運営に当たっては、業務従事者に係る最低賃金・労働条件の確保を図ることはもとより、施設利用に関する公平性の確保や管理運営を通じて取得した個人情報の保護についても十分注意し、次の関係法令を遵守してください。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ③ 道の駅せせらぎの里こうら設置および管理に関する条例（平成 26 年条例第 21 号）
- ④ 道の駅せせらぎの里こうらの管理運営に関する規則（平成 26 年規則第 13 号）
- ⑤ 甲良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 18 年条例第 17 号）

- ⑥ 甲良町行政手続条例（平成 8 年条例第 18 号）
- ⑦ 甲良町行政手続条例施行規則（平成 9 年規則第 6 号）
- ⑧ 甲良町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 2 号）
- ⑨ 甲良町情報公開条例（平成 15 年条例第 5 条）
- ⑩ 甲良町暴力団等排除条例（平成 23 年条例第 10 条）
- ⑪ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ⑫ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑬ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑭ その他管理運営に適用される法令・協定書・指定申請取扱要項・仕様書等
- ⑮ 指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様する。

### 3. 指定管理者が行う業務の範囲等

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとします。

なお、具体的な業務内容・範囲および履行方法については、**別冊 1**の「道の駅せせらぎの里こうら指定管理者業務仕様書」を参照してください。

- (1) 道の駅せせらぎの里こうら設置および管理に関する条例第 6 条に掲げるせせらぎの里こうらの施設の管理運営に関する業務
- (2) 施設の利用の促進に関する業務
- (3) その他道の駅の管理運営に必要と認められる業務

### 4. 業務の再委託の制限

指定管理者は、清掃・警備といった個々の具体的業務を第三者に委託して実施することは差し支えありませんが、指定管理業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。

### 5. 管理運営の経費に関する事項

道の駅の管理運営に要する経費については、施設の利用者が納める利用料金等および町が支払う費用により賄うこととなります。

#### (1) 利用料金制度の採用

施設の管理運営に当たっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める「利用料金制度」を採用します。施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。

#### (2) 町が支払う費用（指定管理料）

町が支払う費用（指定管理料）については、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に協定書に定める費用を支払うものとし、詳細は、指定後に締結する協定書で定めます。

指定管理料は、年間 3,000 千円（消費税および地方消費税を含む。）を上限とします。

指定管理料は、特別な場合を除き増額しませんが、消費税が引き上げられた場合については、新たな消費税率による見直しを行う予定です。

ただし、指定管理料を減額または不要とする提案も可能です。

#### 【維持修繕費】

維持修繕費については、**別冊 1**の「道の駅せせらぎの里こうら指定管理者業務仕様書」に記載する 5. 経費の負担によるものとする。

### (3) 管理運営業務の経費

指定管理者が行う管理運営業務の内容および経費については、申請書類およびヒアリングにおいて確認された内容を基本としますが、協定書を締結するまでに再度双方で協議し、確認することとします。なお、年度ごとに収支計画の算出に当たっては、国内外の経済動向を踏まえ、十分に検討してください。管理運営に係る収入および支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経費とその他の業務に係る費用は区分して整理してください。

また、管理運営業務を実施する中で、町以外からの寄付金や参加料など指定管理者が収受する収入については、指定管理者の収入となります。

### (4) 納付金

指定管理者は、年度ごとの経営状況に応じて利益が生じた場合は、運営上支障のない範囲で、指定管理者からの提案をもとに、その利益の一部を納付金として町に納入できるものとします。

納付金の計算方法および金額想定については、年度ごとの売上目標を検討し、書面により提案してください。

実際に納入する納付金の計算方法や納付方法については、指定管理者の提案に基づき町と指定管理者が協議のうえ決定し、年度ごとに締結する年度別協定書において定めるものとします。

## 6. 損害賠償保険等への加入

町においては、施設の管理に関し、その責に帰すべき事由により第三者に対して損害を賠償するため、全国町村会総合賠償保険制度に加入しております。同制度は、「公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせた場合には、その指定管理者を被保険者とみなします。」とされております。

現在、町が加入している損害賠償保険金限度額（※変更になる場合があります。）

内 容	補 償 金 額 等
身体賠償	1事故につき1億5,000万円
財物賠償	1事故につき 2,000万円

※ 上記の内容を基準とし、指定管理者にも賠償責任保険に加入をお願い致します。

## 7. 利用者アンケートの実施

施設の運営管理の適正を期すとともにサービスの向上を図るため、指定管理者において利用者アンケートを実施するとともに、その結果を踏まえ、運営に反映して下さい。

## 8. 障害者就労施設等からの物品等の調達について

障害者優先調達推進法に基づき、国や地方公共団体等は、物品や役務の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品や役務を調達するように努めています。指定管理者には、この法律の趣旨をご理解いただき、物品や役務の調達に当たりご配慮をお願いします。

## 9. 応募資格

応募資格については、法人その他の団体または複数の団体で構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）（以下「民間企業等」という。）で以下の要件を満たすものとします。

なお、個人での応募することはできません。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に本施設を管理運営できる経営能力を備えていること。
- (2) 民間企業等またはそれらの役員または従業員等が、類似施設において施設の責任者として5年以上従事した実績を有すること。
- ※ ただし、共同企業体の場合においては、構成団体のいずれかが上記を満たしていること。
- (3) 民間企業等またはそれらの役員および従業員等が、農業改良普及員等・農産物の生産対策等のアドバイスができる判断できる資格を有すること。
- ※ ただし、共同事業体の場合においては、構成団体のいずれかが上記を満たしていること。
- (4) 本施設の業務従事者のうち、統括責任者は、道の駅における運営実績を有すること。
- (5) 地域活性化の観点より、民間企業等またはそれらの役員および従業員等が地域活性化に関する企画やイベントに関する実績を有すること。但し、共同企業体の場合においては、構成団体のいずれかが上記を満たしていること。
- (6) 次のいずれかに該当しないこと。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札等の参加を制限されている民間企業等
  - ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある民間企業等
  - ③ 国税（法人税・消費税および地方消費税）並びに地方税を滞納している民間企業等
  - ④ 手形又は銀行取引停止処分がされ、または支払停止事由が発生し、これが改善しない民間企業等
  - ⑤ 差押え、仮差押えまたは仮処分がされ、これが解消していない民間企業等
  - ⑥ 破産、会社整理または特別精算その他倒産等に関する法律の手続きについて申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。）がなされた民間企業等
  - ⑦ 会社更生法・民事再生の手続きについて申立てがされ、この手続きが終了していない民間企業等
  - ⑧ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から1年を経過していない民間企業等
  - ⑨ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、またはその停止期間満了の日から3ヶ月を経過していない民間企業等
  - ⑩ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受けその状況が改善しない民間企業等
  - ⑪ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体等が、支配人無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、または実質的に経営等に関与している民間企業等

## 10. 応募スケジュール

応募スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、二次審査以降については、選定委員会委員の都合に合わせて適宜調整となることがあります。

項目	期日または期限	備考
公告	令和元年10月8日（火）	町ホームページにて
現地説明会	令和元年10月11日（金）	道の駅せせらぎの里こうらにて
質問受付	令和元年10月16日（水）午前中まで	持参・郵送・FAX

質問回答	令和元年10月18日（金）まで	町ホームページにて回答
申請書受付	令和元年10月25日（金）まで	持参のみ
一次審査結果通知	令和元年10月31日（木）	参加資格審査 全社へ通知書を郵送
二次審査案内	令和元年11月1日（金）	一次審査合格者のみ通知
企画提案書受付	令和元年11月8日（金）まで	持参のみ
二次審査	令和元年11月15日（金）	プレゼンテーション
二次審査結果通知	令和元年11月18日（月）	参加者全員に通知
指定管理の指定	令和元年12月定例会にて	

(1) 質問受付および回答

- ① 受付期間 令和元年10月9日（水）から令和元年10月16日（水）午前中まで（必着）
- ② 受付方法 質問書（様式第10号）に記入のうえ、持参、郵送またはFAXでお願いします。  
また、質問の未到着を防ぐため、事後に電話にて連絡確認をお願いします。
- ③ 提出先  
〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1  
甲良町役場 産業課 Tel：0749-38-5069 FAX：0749-38-5122
- ④ 回答日時および方法
  - ・回答日：令和元年10月18日（金）
  - ・回答方法：質問に対する回答は、町ホームページにて行います。  
質問および回答は、その後の提案内容や審査事項に反映されることから電話等による質問には回答致しませんのでご了承ください。

(2) 現地説明会の実施

- ① 日時 令和元年10月11日（金） 受付：午後1時00分から 説明会：午後1時30分から
- ② 場所 〒522-0252 滋賀県犬上郡甲良町大字金屋1549番地4 道の駅せせらぎの里こうら
- ③ 申込先および方法
  - ・申込先 〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1  
甲良町役場 産業課 Tel：0749-38-5069 FAX：0749-38-5122
  - ・申込方法 現地説明会への参加申込書（様式第11号）に必要事項を記入のうえ、令和元年10月11日（金）の午前中までに、持参・郵送・FAXで申し込んでください。

(3) 申請書等の提出

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 申請者の概要書（様式第2号）
  - (ア) 法人の場合 . . . . . 当該法人の登記簿謄本または履歴事項全部証明書  
定款・寄付行為
  - (イ) 権利能力なき社団法人の場合 役員名簿・代表者の身分証明書  
その他団体の存在を明らかにできるもの  
定款に類するもの（団体の規約等）

- ※ 共同企業体の場合は、全ての構成団体分
  - ③ 国税（法人税・消費税および地方消費税）並びに地方税の滞納がないことを証明する書類
    - ※ 納税証明書・完納証明書等
    - ※ 権利能力なき社団法人の場合は、その代表者分
  - ④ 直近事業年度分の法人税確定申告書（税務署受付印のあるもの）の写しまたは電子申請等証明および添付書類一式の写し
    - ※ 共同企業体の場合は、全ての構成団体分
    - ※ ただし、法人税確定申告をしていない団体等については、業務・経営内容を説明する書類（貸借対照表・財産目録・預貯金・借入金の残高証明書等）
  - ⑤ 誓約書（様式第5号）
  - ⑥ その他町長が必要と認める書類
    - (ア) 印鑑証明書
      - ※ 共同企業体の場合は、全ての構成団体分
      - ※ 権利能力なき社団法人の場合は、その代表者分
    - (イ) 共同事業体協定書兼委任状（様式第7号）
      - ※ 共同企業体の場合のみ
    - (ウ) 共同事業体構成団体一覧（様式第8号）
      - ※ 共同企業体の場合のみ
    - (エ) 道の駅もしくは類似施設における管理実績
      - ※ 施設名・経営内容および収支等がわかる資料
  - ⑦ 管理運営体制計画書（様式第6号）
- (4) 提出部数  
上記書類①～⑨について **1部**提出とします。
- (5) 申請関係書類の受付
- ① 受付期間 令和元年10月15日（火）から令和元年10月25日（金）まで（期限厳守）
  - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで ※ 閉庁日・時間外での受付は致しません。
  - ③ 提出方法 持参のみ可とし、郵送や電子メール、FAXによる提出は、一切認めません。
  - ④ 提出先 〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1  
甲良町役場 産業課 Tel：0749-38-5069
- (6) 一次審査の実施
- ① 審査内容 申請書を提出した者に対し、参加資格審査を実施し、業務担当課において申請時の提出書類に不備がないか審査します。
  - ② 審査結果通知  
令和元年10月31日（木）までに申請書を提出した者に対し結果を通知し合格者に対しては二次審査の期日等を合わせて通知します。
- (7) 企画提案書等の提出  
企画提案にあたっては、以下の書類を提出してください。
- ① 事業計画書（様式第3号）
  - ② 道の駅せせらぎの里こうらの管理に関する業務の収支計画書（様式第4号）
  - ③ 注意事項



(ア) 一次審査合格者は、**別冊1**の「道の駅せせらぎの里こうら指定管理者業務仕様書」を参照し、具体的な提案業務の実施を記載することとします。

(8) 提出部数 上記書類①～②について、正本1部 副本5部（副本は複写可）の計6部とします。

(9) 企画提案書の受付

- ① 受付期間 令和元年11月1日（金）から令和元年11月8日（金）まで（期限厳守）
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで ※ 閉庁日・時間外での受付は致しません。
- ③ 提出方法 持参のみ可とし、郵送による提出は、一切認めません。
- ④ 提出先 〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1  
甲良町役場 産業課 Tel：0749-38-5069

(10) 二次審査の実施

一次審査合格者に対し、次により審査を行います。

指定管理者候補者審査基準を基に評価し、1位となった申請者を指定管理者候補に選定する。

① 審査方法

本町職員等で構成する選定委員会において、各審査委員が申請者からの提出書類およびプレゼンテーション等の内容について、提案に係る評価項目、配点および評価点は【別紙】提案審査基準のとおりとし、審査基準に示した項目ごとに、審査した結果に対する評価点の平均点（小数点第2以下四捨五入）を算出し、その平均点を合計した点数をもって、提案に係る審査得点（A：配点100点）とします。また、指定管理料に係る価格点（B：配点10点）については、次式により算出します。

○ 指定管理料に係る価格点（小数点第2以下四捨五入）

$(\text{町が支払う指定管理料} - \text{当該提案者の提案額}) / \text{町が支払う管理料} \times 10 \text{ 点}$

なお、町が定める指定管理料（上限額）を超えている場合および審査結果・得点（A）が価格点を除く評価項目の満点の合計数の100分の60に満たない申請者については失格とします。

※ プレゼンテーションに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

- ② 審査日 令和元年11月15日（金）
- ③ 審査会場 甲良町役場2階 会議室
- ④ 審査結果 審査内容についての会議は非公開とします。

選定結果については、令和元年11月18日（月）までにすべての申請者へ文書で通知します。

なお、審査結果に関する問い合わせは原則として応じないこととします。

(11) 注意事項

- ① 共同事業体の場合は、代表者を定めることとします。なお、申請後において代表者および構成団体の変更は、業務遂行上支障がないと町が判断をした場合に限りです。
- ② 1申請者につき1申請とし、複数の申請を禁止します。なお、共同事業体により申請する場合、その共同事業体の構成団体は、当該施設に関し、他の共同事業体の構成団体となり、または単独で申請を行うことはできません。
- ③ 申請された書類は返却致しません。
- ④ 申請に要する経費等は、申請者負担とします。
- ⑤ 申請書類の再提出・差し替えはできません。
- ⑥ 申請された書類の内容を変更（軽微な変更は除く）することはできません。
- ⑦ 申請書類の取扱いおよび著作権は、申請者に帰属します。ただし、選考結果を公表する場合や選定に必要であるときは、町が書類の全部または一部を使用できるものとします。

なお、指定管理者制度導入における情報公開制度の運用に当たっては、候補者選定に係る透明性や公平性の確保を図るとともに適正な処理に努めなければなりません。そのため、甲良町情報公開条例（平成15年条例第5条）に基づき、つぎの適用基準により運用します。

時 期	情 報 内 容		公開の対象
募 集 中	募集要項		○
	審査基準		○
	現地説明会参加者数（参加者名）		○（×）
募集締切	応募者数（応募者名）		○（×）
選 定 後	※ 関 係 書 類	(1) 申請書	※ 申請資格関係書類については選定後、以下の通りに対処。 ・ 指定管理者の候補者のみ公開 ・ 個人情報保護に該当する部分は、非公開とする。
		(2) 単体の概要書	
		(3) 申請資格関係書類	
		(4) 事業計画書	
		(5) 収支計画書	
		(6) その他関係書類	
		(7) 管理運営体制計画書	
	指定管理者候補者名	○	
その他の応募者名	○		
審査結果	○		
審査得点集計表	公開することで応募者数等が明らかに不利益を与えると認められる情報および公開することで今後の選定作業に著しい支障が生じる恐れがあると認められる情報を除くものとする。		
管理開始後	管 理 情 報	(1) 事業報告書	○
		(2) 評価補足資料	○

⑧ 町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

⑨ 申請書類の提出後に申請を取り下げる場合は、申請取下書（様式第9号）を提出してください。

⑩ 申請書類の規格は、日本工業規格A列4番の規格を使用するものとします。

ただし、既に作成されている書類を添付書類として利用する場合は、他のサイズを使用することができます。なお、申請書類は、A4ファイル等に綴じ、必ずページ番号を通して付し、ファイル等の表紙および背表紙に施設および申請者の名称を表示してください。

(11) 失格または無効

以下の事項に該当する場合は、当該申請を無効とし失格となる場合があります。

- ① 申請書の提出方法・提出先・提出期限が守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき
- ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

- ④ 申請書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑤ 応募資格および条件を満たしていないことが判明したとき
- ⑥ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき
- ⑦ その他、不正行為があったとき

#### 1.1. 指定管理の予定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

#### 1.2. 提案を求める内容

本施設の管理運営に関する事業計画（案）

特に以下の項目について、様式第3号に提案内容を記載してください。

- ① 運営事業者としての適正
  - ・ 企業実績
  - ※ 道の駅等同等施設規模以上の事業運営をされているか。
- ② 基本方針
  - ・ 施設運営の基本方針
  - ・ 施設利用の利便性および平等性の確保
  - ・ 地域関係団体との連携
- ③ 運営計画
  - ・ 運営方針
  - ・ 運営体制
  - ※ 施設の運営に関与する人員の経験および資格については、法令に基づく資格者の適正配置に配慮して具体的に提案してください。
  - ・ 運営計画
  - ・ 広報計画
  - ・ セルフモニタリング計画
  - ・ 安全計画
  - ・ 危機管理計画
  - ・ 個人情報管理計画
  - ・ 教育訓練計画
- ④ 施設の維持管理計画
  - ・ 維持管理方針
  - ・ 維持管理体制
  - ・ 維持管理計画
  - ・ 中長期修繕計画
- ⑤ 特定のテーマ
  - ・ 農業振興への取組み
  - ※ 農業振興の拠点としての活用について、地元農家への提案・栽培指導・加工品の開発に関して提案してください
  - ・ 防災拠点への取組み
  - ・ 交流・関係人口（移住・定住）の取組み

- ・ その他独自提案
- ⑥ 収支計画
  - ・ 収支改善方針
  - ・ 収支計画
- ⑦ 価格点
  - ・ 指定管理料等の提案

※ 指定管理料の金額については、上限内での提案としてください。

### 1.3. 指定管理者の指定および協定の締結

地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を甲良町議会定例会（令和元年12月）に提出し、議決を経て、指定管理者として指定されます。指定管理者として指定された後、指定管理者は町と協議のうえ、「基本協定」を締結することになります。なお、指定後は速やかに告示します。

また、指定期間内においても指定管理者が管理を継続することが適当でないと町が認めるときは、地方自治法244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消すことがあります。

※ 甲良町議会での議決が得られない場合、または議決を得るまでの間に指定管理者の候補者を指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、当該候補者を指定管理者として指定しません。これらの場合、指定管理者の候補者が応募に関して負担した費用および管理運営の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

### 1.4. 業務の引継ぎ

指定管理者に指定された者は、令和2年3月31日までの間に、同年4月1日から業務開始できるように引継ぎを受けてください。また、引継ぎおよび業務の準備のため発生する費用については、指定管理者の負担とします。

### 1.5. 留意事項

指定管理者が管理を怠るなど、管理運営状況が良好でないと認めたときは、改善の指導を行い、指導に従わないときは、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

その場合、指定管理者に損害が生じても、町は賠償請求に応じませんが取消しに伴う町の損害については、指定管理者に賠償請求を行うことがあります。

指定管理者は、指定期間の終了もしくは指定の取り消しにより、次期指定管理者が円滑に業務を行うことができるように引継ぎに協力をするものとします。

評 価 項 目	評 点					評価なし
	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
1. 運営事業者としての適正 < /10点 >						
2. 基本方針 < /15点 >						
3. 運営計画 < /15点 >						
4. 施設の維持管理計画 < /15点 >						
5. 特定のテーマ < /20点 >						
6. 収支計画 < /15点 >						
7. 価格点 < /10点 >						
合 計	/100点					



甲良町公認キャラクター

戦国大名 藤堂高虎